監督命令

平成２５年（再）第５４号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目２番１号
再生債務者　株式会社メインフォードインベストメント
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区麹町２丁目４番地麹町鶴屋八幡ビル９階　巻之内・上石法律事務所　弁護士　上石　奈緒
平成25年10月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第５５号
東京都江戸川区西葛西２丁目４番15―1001号
再生債務者　笠　　博勝
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門４－３－１　城山トラストタワー31階　成和明哲法律事務所　弁護士　武井　洋一
平成25年10月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第５７号
岩手県盛岡市永井15地割70番地
再生債務者　株式会社タケダスポーツ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区内幸町２－２－２富国生命ビル４階　濱田法律事務所　弁護士　川瀬　庸爾
平成25年９月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
青森県上北郡野辺地町字湯沢９番地
再生債務者　まかど温泉ホテル株式会社
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年１月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年３月３日から平成26年３月20日まで
青森地方裁判所第２民事部

平成２５年（再）第４９号
東京都千代田区飯田橋１丁目３番２号
再生債務者　ペトロマテリアル株式会社
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月30日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年12月４日から平成25年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２５年（再）第３２号
東京都世田谷区太子堂４丁目１番１号
再生債務者　株式会社インデックス
決定の要旨　平成25年９月19日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成25年10月２日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第３１号
東京都台東区元浅草２丁目11番６―607号　稲荷町タワー
再生債務者　早坂　榮二
１　決議に付する再生計画案　平成25年９月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年11月19日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年11月11日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年11月５日
平成25年10月２日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２５年（再）第１２号
東京都港区三田３丁目１番４号
再生債務者　日本カイザー清算株式会社（旧商号日本カイザー株式会社）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年10月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第１９号
東京都青梅市黒沢２丁目984番地の１
再生債務者　株式会社組織科学研究所
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年10月１日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２３年（再）第２号
青森県弘前市大字土手町22番地萬屋ビル３階
再生債務者　土手町街づくり株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年10月２日
青森地方裁判所第２民事部

平成２０年（再）第２０５号
東京都千代田区丸の内２丁目２番１号
再生債務者　リーマン・ブラザーズ証券株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年９月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第５６号
東京都府中市南町５丁目38番地32
再生債務者　ＳＵＤ株式会社（旧商号ミナミ株式会社）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年10月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第７号
名古屋市北区若鶴町194番地、開始決定時の本店所在地名古屋市北区丸新町390番地
再生債務者　株式会社楠化学工業
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成25年10月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再）第６１号
大阪市西成区津守２丁目３番10号
再生債務者　植田食品株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第３号
徳島県徳島市かちどき橋２丁目21番１
再生債務者　有限会社大樹
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年９月30日　　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（再）第３号
愛媛県東温市田窪660番地３
再生債務者　株式会社山本製作所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年10月２日　　松山地方裁判所民事部

再生手続終結中更正

平成２１年（再）第１号
沖縄県那覇市字安謝220番地１、再生手続開始決定時の住所沖縄県那覇市字安謝232番地
再生債務者　株式会社大真木材
１　主文　当裁判所が平成25年９月17日にした再生手続終結決定中、再生債務者の住所が「沖縄県那覇市字安謝232番地」とあるのを、「沖縄県那覇市字安謝220番地１、再生手続開始決定時の住所沖縄県那覇市字安謝232番地」と更正する。
２　決定年月日　平成25年10月１日
那覇地方裁判所民事第３部